

湖西市教育委員会規則第 7 号

湖西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 10 月 28 日

湖西市教育委員会 教育長

松山 淳



湖西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

湖西市教育委員会公印規則（平成 6 年湖西市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 3 条」を「次条」に改める。

第 8 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定により公印の印影を刷り込もうとするときは、あらかじめ公印印影刷込・電子印影出力届（様式第 2 号）を教育総務課長に提出しなければならない。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（電子印影）

第 9 条 公印は、市長の指定する電子計算機及びファクシミリ内の電子データ記憶装置（以下「電子計算機等」という。）にその印影を記録することができる。

- 2 電子計算機等により、証票その他の文書を一時に多量に作成する場合その他特に必要がある場合には、前項の規定により記録された印影（以下「電子印影」という。）を出力することによって、公印の押印に代えることができる。
- 3 前条第 2 項の規定は、前項の規定による電子印影の出力について準用する。

様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第2号（第8条、第9条関係）

年 月 日

公 印 印 影 刷 込 届
電 子 印 影 出 力

（宛先）教育総務課長

所 属

所属長

湖西市教育委員会公印規則第8条第2項・第9条第3項において準用する第8条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

公 印 の 名 称			
文 書 の 名 称		枚 数	枚
印影刷込又は電子 印影の出力を必要 とする理由			
文書の使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
印影を刷り込む場 合の寸法	(1) 原寸 (2) 縦 mm×横 mmに縮小・拡大		
備 考			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。